

令和5年第1回定例会

議 案

令和5年2月16日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和5年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和5年 2月16日
開会 午後2時00分

- | | | |
|-------|----------------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 管理者報告 | |
| 日程第 4 | 議案第1号 | 常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例について |
| 日程第 5 | 議案第2号 | 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第 6 | 議案第3号 | 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について |

議案第1号

常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例について

常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月16日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、法の定めるところにより保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、常総地方広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成22年常総地方広域市町村圏事務組合条例第11号）第1条に規定する常総地方広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護条例（平成22年常総地方広域市町村圏事務組合条例第10号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項、第11条第2項又は第26条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第12条第1項若しくは第2項（旧条例第18条第2項、第21条第2項及び第22条第2項において準用する場合を含む。）、第18条第1項、第21条第1項又は第22条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第24条の規定により審査会に諮問がされた場合における裁決については、なお従前の例による。

（常総地方広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第4条 常総地方広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）」に改める。

第2条第1項中「及び個人情報保護条例第24条」を「、法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例（令和5年常総地方広域市町村圏事務組合条例第 号）第4条」に改め、同条第2項を削る。

提 案 理 由

議案第1号 常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例について

個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで地方自治体における個人情報保護制度の根拠が各自治体の個人情報保護条例であったものが、法の適用を受けるものとなったことから、現行の個人情報保護条例を廃止し、改正法の補完のための法施行条例を制定するものです。

施行条例においては、法律の規定に反しない限りで必要な規定を定めることができることとされおり、開示請求に係る手数料をこれまでどおり無料とし係る実費分のみを請求すること、個人情報の適正な取扱いを確保するための諮問機関を常総地方広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会とすることを規定しております。

なお、個人情報の取扱い、開示請求等の手続、審査請求の手続等の個人情報保護制度の運用に関する規定については、個人情報保護法で定められたものが条例に優先して適用されることから、現行の常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護条例を廃止するとともに、関連する条例において規定の整備をするものです。

議案第2号

令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第6号)

令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,394千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,010,566千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月16日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		61,960	406	62,366
	1 国庫補助金	61,960	406	62,366
7 組 合 債		203,800	△ 19,800	184,000
	1 組 合 債	203,800	△ 19,800	184,000
歳 入	合 計	7,029,960	△ 19,394	7,010,566

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		321,446	△ 11,828	309,618
	1 総務管理費	279,900	△ 9,383	270,517
5 土 木 費	2 防 災 費	41,332	△ 2,445	38,887
		208,095	△ 873	207,222
6 消 防 費	1 都 市 計 画 費	208,095	△ 873	207,222
		2,653,826	△ 12,057	2,641,769
8 予 備 費	1 消 防 費	2,653,826	△ 12,057	2,641,769
	1 予 備 費	403,771	5,364	409,135
歳 出	合 計	7,029,960	△ 19,394	7,010,566

第2表 繰越明許費

		(単位 千円)	
款	項	事業名	金額
5	土木費	1 都市計画費	27,567
		特定公園施設整備事業に係る負担金	

第3表 地方債補正

		(単位 千円)			
起債の目的	補正前		補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
井水ろ過設備設置事業債	8,000	普通貸借又は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れられる政府資金について、利率見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。その他の場合は、債権者と協定するものによる。ただし、組合財政の都合により繰上償還又は、低利償還に借換えすることができ。	
	24,000		1,000		補正前に同じ
	129,300		22,100		補正前に同じ
救助工作自動車購入事業債			118,400	補正前に同じ	

予算補正に関する説明書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	61,960	406	62,366
7 組 合 債	203,800	△ 19,800	184,000
歳 入 合 計	7,029,960	△ 19,394	7,010,566

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	321,446	△ 11,828	309,618		△ 8,900	△ 2,928	
5 土木費	208,095	△ 873	207,222	406		△ 1,279	
6 消防費	2,653,826	△ 12,057	2,641,769		△ 10,900	△ 1,157	
8 予備費	403,771	5,364	409,135			5,364	
歳 出 合 計	7,029,960	△ 19,394	7,010,566	406	△ 19,800	0	

2 歳入

(款)3 国庫支出金 (項)1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 土木費 国庫補助金	9,764	406	10,170	1 土木費 国庫補助金	406	社会資本整備総合交付金
計	61,960	406	62,366			

(款)7 組合債 (項)1 組合債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	32,000	△ 8,900	23,100	1 地域交流 センター 債	△ 7,000	井水ろ過設備設置事業債 一般事業債
				2 防災セン ター債	△ 1,900	防災センター空調設備改修事業債 一般事業債
3 消防債	167,600	△ 10,900	156,700	1 消防債	△ 10,900	救助工作自動車購入事業債 一般事業債
計	203,800	△ 19,800	184,000			

3 歳出

(款)2 総務費 (項)1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
3 地域交流センター費	55,593	△ 9,383	46,210		△ 7,000		△ 2,383	12 委託料	△ 143	設計監理委託料 井水ろ過設備設置工事設計
計	279,900	△ 9,383	270,517	0	△ 7,000	0	△ 2,383	14 工事請負費	△ 9,240	井水ろ過設備設置工事

(款)2 総務費 (項)2 防災費

1 防災センター費	41,332	△ 2,445	38,887		△ 1,900		△ 545	12 委託料	△ 454	設計監理委託料 防災センター空調設備改修工事施工 監理
計	41,332	△ 2,445	38,887	0	△ 1,900	0	△ 545	14 工事請負費	△ 1,991	防災センター空調設備改修工事

(款)5 土木費 (項)1 都市計画費

1 公園管理費	208,095	△ 873	207,222	406			△ 1,279	12 委託料	△ 297	設計監理委託料 井水設備改修工事実施設計
計	208,095	△ 873	207,222	406	0	0	△ 1,279	14 工事請負金 18 負担金、補助及び交付金	△ 18,143	公園駐車場照明設備改修工事 レストハウス解体工事 負担金 特定公園施設整備
									17,567	△ 17,567

(款)6 消防費 (項)1 消防費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				財源		一般財源	区分	金額		
				特定財	地方債					その他
2 消防施設費	261,426	△ 12,057	249,369	国県支出金	△ 10,900		△ 1,157	17 備品購入費	△ 12,057	車両購入費 (救助工作車1台)
計	2,653,826	△ 12,057	2,641,769	0	△ 10,900	0	△ 1,157			

(款)8 予備費 (項)1 予備費

1 予備費	403,771	5,364	409,135				5,364		5,364	共通分	4,207
計	403,771	5,364	409,135	0	0	0	5,364			消防分	1,157

提 案 理 由

議案第2号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第6号）について

令和4年度一般会計補正予算（第6号）については、歳入歳出それぞれ1,939万4千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ70億1,056万6千円とするものです。

歳入では、国庫支出金の土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金を増額し、組合債の総務債及び消防債を減額するものです。

歳出では、総務費の地域交流センター費及び防災センター費、土木費、消防費で、設備改修事業等の事業費確定による減額、また、総務費の地域交流センター費で井水ろ過設備設置事業の設計内容見直しにより、工事を次年度実施としたことによる工事費の減額、土木費の特定公園施設整備事業で、解体を予定していたレストハウスについて、リノベーションを含めた再検討により、Park-PFI事業者からの提案による事業実施とするため、解体工事費を減額し、特定公園施設整備に係る負担金を増額するものです。

さらに、土木費の特定公園施設整備に係る負担金で、既存レストハウスのリノベーションを含めた検討により年度内の完了が困難となったことから、繰越明許費を設定するものです。

提 案 理 由

議案第3号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について

令和5年度一般会計予算は、歳入歳出総額68億1,238万5千円で、前年度と比較して、1億5,644万3千円、2.4%の増額であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金で歳入総額に対し85.5%を占め、前年度と比較し増額の主なものは、衛生費及び消防費の増額により分担金及び負担金が1.6%の増加、繰越金が36.7%の増加、組合債が消防本部・水海道消防署庁舎改修事業等による18.4%の増加であります。

歳出では、歳出総額に対し衛生費が34%、消防費が39.9%を占めております。また、前年度と比較して増額の主なものは、衛生費で、電気料金の値上がりにより5.3%増加し、消防費で、消防本部・水海道消防署庁舎改修事業などにより3.8%の増加であります。